

# 災害時要援護者支援制度のご案内

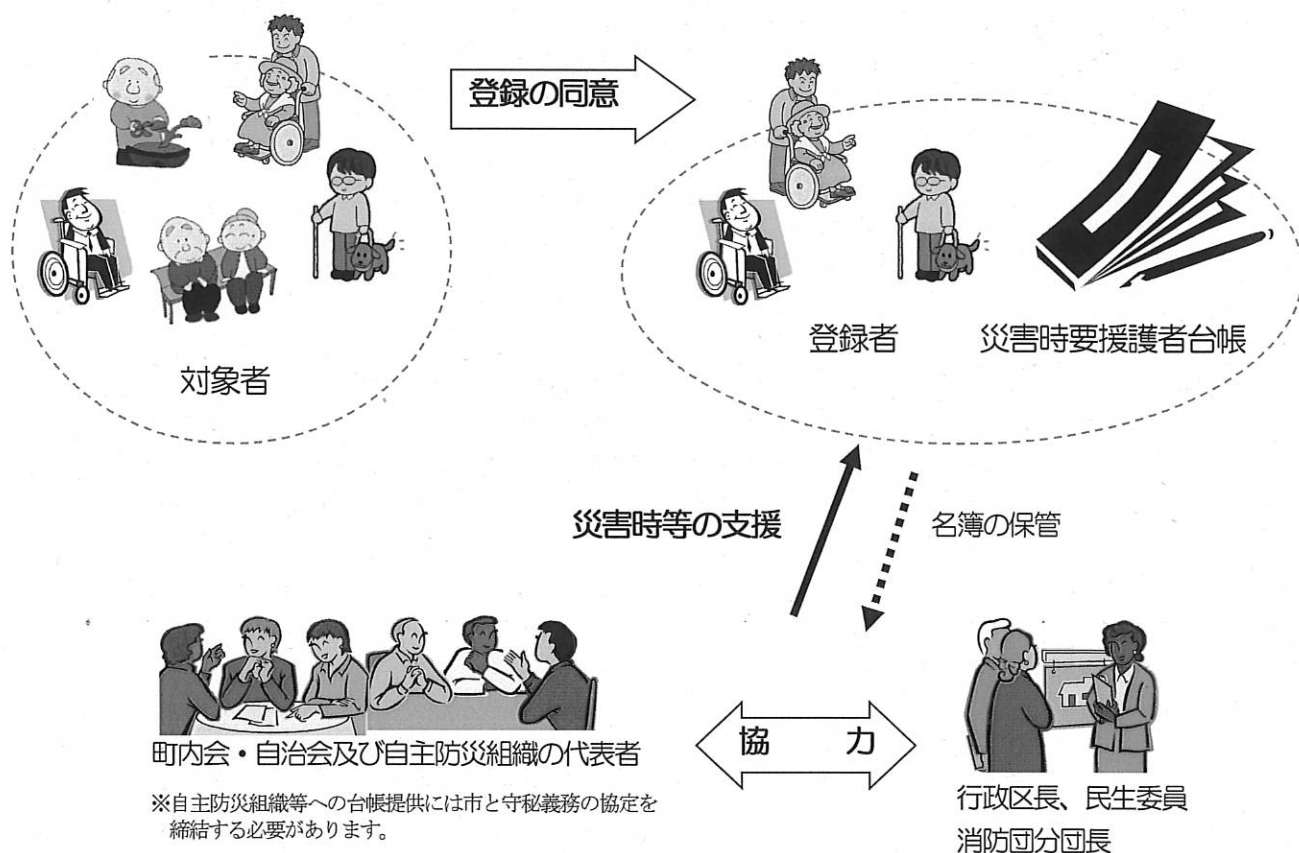
花巻市では、災害が発生したときに、自分や家族等だけでは避難が困難で、何らかの助けを必要とする方々の支援を進めてまいります。

この支援制度は、これまでに国内で起きた地震や洪水などの教訓を生かし、安否確認や避難支援を円滑に行えるよう地域の中での支援体制を整えることを目的として進めるものです。

災害が発生したときに支援が必要な方には、申請に基づき市の災害時要援護者台帳に登録し、その台帳から氏名等の情報をお住いの地域の町内会・自治会や自主防災組織の代表者、避難支援者、行政区長、民生委員及び消防団分団長に提供して、日ごろの見守りや災害時の支援体制を整えるために活用することになります。

登録内容については、個人情報保護に関する法令等に基づき取り扱われます。

## 災害時要援護者支援制度



日常的に自分ひとりで移動することが難しく、災害が起きたとき手助けが必要な人を身近な地域で支える仕組みです。

\*避難支援者…災害時要援護者に対し、災害が発生しそうな場合や発生したときに、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を行ったりしていただく方です。

## 1 台帳登録の対象者

市内に居住し、地震や洪水などの災害が発生したときに、自分で避難できない方やご家族等の援助が困難な方々を対象とします。

ただし、福祉施設、病院等に入所・入院している方については、各施設・病院等で避難対応を行うため、この登録制度の対象外とします。

- (1) 高齢者（おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯の方）
- (2) 障がいのある方のうち
  - ① 肢体不自由 おおむね1級又は2級
  - ② 視覚 おおむね1級又は2級
  - ③ 聴覚 おおむね2級
  - ④ 知的 おおむね療育手帳A
  - ⑤ 精神 おおむね1級
- (3) おおむね要介護3以上の在宅生活者
- (4) その他避難支援を必要とする方  
上記(1)～(3)までの状況に該当しない方や難病患者や病弱者などの方で、支援が必要な方を想定しています。

## 2 登録を希望する方は

- (1) 申請書の提出が必要です  
要援護者台帳には個人の情報が記載されるため、本人の同意が必要となります。
- (2) 避難支援者の選定について  
避難支援者は、原則として要援護者1人につき2人とし、要援護者本人による推薦、または隣接する方々をお願いしたりすることになります。避難支援者の選定が難しいときは、行政区の班単位での見守りとし、班長（連絡員）などをお願いしたりする場合があります。  
なお、どうしても見つからないときは、空欄で提出していただいても構いません。

### 避難支援者について

避難支援者は、登録を希望する方の隣近所の方々にお願いしたいのですが、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いに心がけ、その中で支援していただく共助による安心のまちづくりを目指しています。

- (3) 申請書の配布・提出について  
市役所地域福祉課、各総合支所市民サービス課窓口、各民生委員から申請書を受け取り、提出していただくか、郵送（〒025-8601 花巻市花城町9-30 市役所地域福祉課あて）により提出してください。  
なお、申請書用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。  
<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shimin/150/154/p000363.html>